

九重町職員募集要項

九重町役場 総務課
0973-76-3800
(内線217)

九重町職員採用試験を次のように行います。

I 第1次試験

1 日	時	平成30年10月14日(日)
2 場	所	大分東明高等学校(大分市千代町2-4-4) 097-535-0201
3 受付時間		9時00分~ 9時30分
4 試験時間		10時00分~12時00分 13時15分~13時35分
5 試験の内容		大学卒業又は高等学校卒業程度の教養試験及び適正検査 5枝択一式筆記試験 40問 120分 職場適応性検査 120問 20分

II 採用職種及び受験資格等

職 種	一般行政職(高校卒業程度)A
職務内容	町の一般行政事務に従事します。
採用予定人員	若干名
学力・年齢等	高等学校卒業程度の学力を有する人で、平成6年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人。 ただし、大学卒業(卒業見込)の人は、受験不可となります。
身体的条件	特にありません。
国 籍	日本国籍を有しない人も受験できます。 ただし、日本国籍を有しない人は、採用時に職務に従事可能な在留資格がない場合は採用されません。また、日本国籍を有しない人の任用にあたっては、「公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就けない」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。 (詳しくはⅥの欄日本国籍を有しない人の任用についてを参照してください。)
そ の 他	①地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない人。 ②平成31年4月1日の採用に応じられる人。

職 種	一般行政職(大学卒業程度)B
職務内容	町の一般行政事務に従事します。
採用予定人員	若干名
学力・年齢等	大学卒業程度の学力を有する、平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業又は平成31年3月31日までに卒業見込の人。
身体的条件	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
国 籍	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
そ の 他	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)

職 種	一般行政職(障がい者)C
職務内容	町の一般行政事務に従事します。
採用予定人員	若干名
学力・年齢等	高等学校卒業程度の学力を有する人で、昭和59年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人。
身体的条件等	身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に定める療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。 自力による通勤ができ、かつ介助者なしに職務の遂行が可能な人。 活字印刷物による出題に対応できる人。
国 籍	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
そ の 他	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)

職 種	保育教諭 D
職 務 内 容	町のこども園業務に従事します。
採用予定人員	1 名
学力・年齢等	高等学校卒業程度の学力を有する、平成6年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭の資格を有する人又は平成31年3月31日までに資格を取得見込の人。
身体的条件	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
国 籍	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
そ の 他	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ) 上記資格又は免許を取得見込の人は、取得期限までに取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用される資格を失います。

職 種	保健師 E
職 務 内 容	町の一般行政事務の保健師資格を活かした業務に従事します。なお、昇格・昇任に伴い一般行政職の業務に従事することがあります。
採用予定人員	1 名
学力・年齢等	高等学校卒業程度の学力を有する、昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保健師助産師看護師法に規定する保健師の免許を有する人又は平成31年3月31日までに免許を取得見込の人。
身体的条件	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
国 籍	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
そ の 他	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ) 上記資格又は免許を取得見込の人は、取得期限までに取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用される資格を失います。

職 種	建築技師 F
職 務 内 容	町の建築業務や一般行政職として業務に従事します。
採用予定人員	1 名
学力・年齢等	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、高等学校又は大学等において建築科の専門課程を修了した人(平成31年3月31日までに修了見込の者を含む。)又は高卒以上の建築の専門的知識・技能を有する者
身体的条件	一般行政職(高校卒業程度)に同じ
国 籍	一般行政職(高校卒業程度)に同じ
そ の 他	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ) 上記資格を取得見込の人は、取得期限までに取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用される資格を失います。

職 種	社会福祉士 G
職 務 内 容	町の一般行政事務の社会福祉士資格を活かした業務に従事します。なお、昇格・昇任に伴い一般行政職の業務に従事することがあります。
採用予定人員	1 名
学力・年齢等	平成元年4月2日以降に生まれた人で社会福祉士に登録されている人又は平成31年3月31日までに登録見込の人。
身体的条件	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
国 籍	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)
そ の 他	(一般行政職(高校卒業程度)に同じ)

※採用予定人員は、今後の職員の欠員、応募・選考状況等により変更になることがあります。

受験手続

1 申込書配布期間

平成30年7月20日(金)～平成30年9月7日(金)

2 申込書受付期間

平成30年7月30日(月)～平成30年9月7日(金)までの間の
月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで(時間厳守)

※ただし、閉庁日(祝祭日等)は除きます。

3 申込書の請求

九重町役場 総務課窓口(郵便請求も可)、各地区公民館(受取りのみ)

※申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒を同封してください。なお、返信用封筒は角型2号の封筒(A4サイズが入る横240mm×縦332mm程度の封筒)を使用し、140円切手を貼り、宛先及び郵便番号を明記し受付期間に間に合うよう請求して下さい。請求は、Ⅶ 問い合わせ先をお願いします。

4 提出書類及び方法

①職員採用試験申込書 [1部]

・申込書に記載している「記入心得」を確認し、全ての欄に漏れなく記載してください。
・受験申込の際、受験票には写真を貼らないでください。写真は、**試験当日貼ってきてください。**

・採用試験申込書及び職種欄には、採用職種を参考に「一般行政職(高卒)」「一般行政職(大卒)」「一般行政職(障がい)」「保育教諭」「保健師」「建築技師」と記入してください。

・学歴には最終学歴とその前のものを記入してください。

なお、最終学歴が中学校の場合を除き、中学校以前の学歴を書く必要はありません。専門職の資格を有するための専門学校を除き、専門学校は記載をせずその前の学歴から記載してください。(公務員専門学校等は記載をしない。)

・**持参の提出の場合は、受験票に送り先住所の記載及び切手の添付は必要ありません。**

②履歴書(町の指定する様式) [1部]

・写真を添付すること(縦40mm×横30mm)上半身脱帽、正面向で申込前6ヶ月以内に撮影したもの)

③資格証等の写し

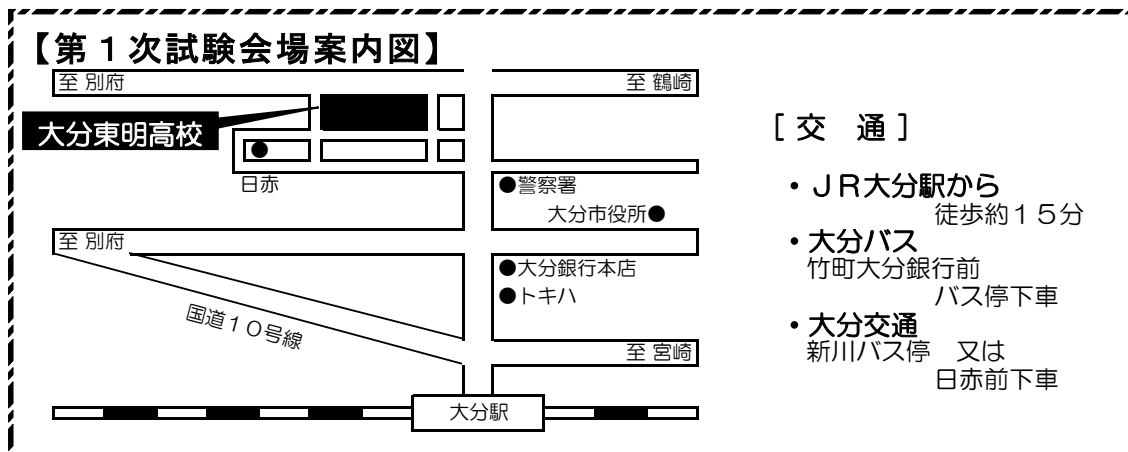
受験資格に資格等を必要とする職を希望される方はその証明となる書類を添付して下さい

④提出方法

提出は持参、郵送どちらでも可能ですが、郵送の場合は、申込書を折り曲げないよう**角型2号の封筒**を使用し、封筒の表に「試験申込」と朱書きし、簡易書留郵便にして下さい。その際、受験票の所定欄に62円切手を貼って下さい。

⑤提出先 九重町役場 総務課 窓口

(郵送の場合)Ⅶ 問い合わせ先をお願いします。



Ⅳ 合格発表

第1次試験の合格発表は、平成30年10月下旬に九重町役場庁舎前掲示板に合格者の番号を掲示するとともに、合格者へは合格通知文書を郵送します。また、ホームページでもお知らせします。

(1次試験合格者に郵送する合格通知書に、第2次試験の日時、場所、提出書類等を記載していますので11月5日まで到着しない場合には、直ちに問合せ先までご連絡ください。)

V その他

- 1 第2次試験は、平成30年11月中旬に行う予定です。詳しい試験日程・内容等は後日、第1次試験合格者宛てに通知します。
- 2 第3次試験は、平成30年11月下旬に行う予定です。詳しい試験日程・内容等は後日、第2次試験合格者宛てに通知します。
- 3 第2次試験合格者については、第3次試験日に次の書類を提出していただきます。
 - ①平成30年7月1日以降発行された卒業証明書（在学中の人は卒業見込証明書）
なお、卒業見込証明書が取れない場合は、**理由を記した書類**及び**在学証明書** [1通]
 - ②平成30年7月1日以降発行された学業成績証明書 [1通]
- 4 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。

VI 日本国籍を有しない人の任用について

- 1 携わることのできる職務について
次のような「公権力の行使」に該当する職務には従事することはできませんが、それ以外の職務には従事できます。
(公権力の行使に該当する主な職務の例)
 - 税の賦課決定、徴収、滞納処分
 - 法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）に基づく許認可
 - 法令に基づく行政上の即時強制、立入り検査、取締り
 - 公物管理権に基づく権力作用の行為
 - 法令に基づく補助金、交付金、貸付金等の決定事務
 - その他、行政目的を達成するために法令によって認められた権能に基づいて一方的な判断で市民の権利義務その他法的地位を具体的に決定する行為
- 2 昇任について
原則として課長級に任用される職及び管理職等（人事担当シ、財政担当シ、園長）には任用されません。

VII 問い合わせ先

採用試験等についての問い合わせは

電 話 0973-76-3800（内線217）

住 所 〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1
九重町役場 総務課 行政グループ 職員採用試験担当